

障がい者団体等との意見交換会におけるご意見

〇13名（42件）

No	項目	ご意見の概要	市の考え方
1	条例の名称	条例の内容を具体的にイメージしやすい名称として、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい青森づくり条例」を提案します。	本条例の名称につきましては、ご意見を参考に、専門分科会において検討してまいります。
2	前文	全体的に言葉が難しい。前文は条例の中で、唯一、簡単な言葉で条例の目的や想いを伝えられるところだと思います。	条例案を作成する段階で、わかりやすい表現や文章となるよう努めてまいります。
3	第1章 総則 1 目的	当事者だけでなく社会全体に関わることであるというニュアンスを伝えるために、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが」を「すべての人が」へ変更するよう提案します。	「障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが」につきましては、市の障がい者施策に対する基本的な考え方を示す記述として用いておりますことから、原案のとおりといたします。
4	第1章 総則 1 目的	東日本大震災及び熊本地震の経験を踏まえ、「震災時における障がいのある人への被害を防ぐ取組を行う上で、市及び市民の役割を明らかにすることにより、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会の実現を図ります。」を加えることを提案します。	障がいのある人への地震など災害時の対応は、重要であると考えております。第2章第1節の合理的配慮を行う具体的な場面として災害時を記述しているほか、第3章共生社会実現に向けた取組において、災害時等の情報の確保を記述し整理しております。
5	第1章 総則 1 目的	目的や基本理念に、ソーシャル・インクルージョンの理念を盛り込むべきと思います。	ソーシャル・インクルージョンの理念につきましては、目的の「誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる社会の実現」という文言で記述させていただいております。
6	第1章 総則 2 用語の定義	<p>（障がいのある人）</p> <p>身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、その他心身機能の障がいや難病などにより、継続的に日常生活や社会参加を行うにあたり社会的な制度の整備や支援等を必要とするもののことをいう。以上のような定義を「社会モデル」と総称する。</p> <p>とすることを提案します。条例内で社会モデルを示すことによって、市民への啓発に繋がると思います。</p>	<p>「障がいのある人」の定義につきましては、障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）で規定している定義を基に記述しており、ご意見を参考に下記のとおり修正いたします。</p> <p>（1）障がいのある人</p> <p>身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）などの心身の機能の障がいがある者で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもののこと。</p> <p>↓</p> <p>身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他心身の機能の障</p>

No	項目	ご意見の概要	市の考え方
			<p>がい（以下「障がい」という。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p>
7	<p>第1章 総則 2 用語の定義</p>	<p>(1) 障がいのある人 「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）などの」の「などの」表記は、「その他」だと思います。</p>	<p>「障がいのある人」の定義につきましては、障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）で規定している定義を基に記述しており、ご意見を踏まえ下記のとおり修正いたします。</p> <p>(1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）などの心身の機能の障がいがある者で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものこと。</p> <p>↓</p> <p>身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」という。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p>
8	<p>第1章 総則 2 用語の定義</p>	<p>(1) 障がいのある人 「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）」の括弧書きの表記は、やめた方が良いと思います。</p>	<p>本条例では、障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）で規定している定義を基に、障がいのある人について定義しております。</p>
9	<p>第1章 総則 2 用語の定義</p>	<p>(障がいを理由とする差別) 「障がいを理由とする差別」ではなく、「差別」でよいのではないかと思います。</p>	<p>「差別」には、人種差別や男女差別など様々な差別の意味を含んでいるため、本条例では、障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）で規定している定義を基に、障がいを理由とする差別について定義しております。</p>
10	<p>第1章 総則 2 用語の定義</p>	<p>(障がいを理由とする差別) 「正当な理由なしに」の「正当な理由」とは何か。逃げ道として使われるので、具体例を挙げる必要性を感じます。</p>	<p>本条例では、障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）で規定している定義を基に、障がいを理由とする差別について定義しておりますが、「正当な理由」の表現について</p>

No	項目	ご意見の概要	市の考え方
			<p>ては、ご意見を踏まえ下記のとおり修正いたします。</p> <p>(2) 障がい理由とする差別</p> <p>正当な理由なしに、障がい又は障がいに関連する事由を理由として、障がいのある人を排除し、その権利の行使を制限し、その権利を行使する際に条件を付け、その他障がいのある人に対する不利益な取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害すること又は合理的配慮の提供をしないこと。</p> <p>↓</p> <p>障がい又は障がいに関連する事由を理由として、直接的なものであると間接的なものであるとにかかわらず不当な差別的取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害することをいう。</p>
11	<p>第1章 総則</p> <p>2 用語の定義</p>	<p>(3) 社会的障壁、(4) 合理的配慮の内容はわかりづらいので、丁寧な表現にすべきと思います。</p>	<p>本条例では、障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）で規定している定義を基に、社会的障壁及び合理的配慮について定義しておりますが、ご意見を踏まえ下記のとおり修正いたします。</p> <p>(3) 社会的障壁</p> <p>障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念などのこと。</p> <p>↓</p> <p>障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p> <p>(4) 合理的配慮</p> <p>社会的障壁の除去の実施が必要とされている場合で、実施に伴う負担が過重でないときに適切な調整及び変更を行うこと。</p> <p>↓</p> <p>障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でない場合に、当該障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて講</p>

No	項目	ご意見の概要	市の考え方
			じられるべき措置をいう。
12	第1章 総則 2 用語の定義	<p>(社会的障壁)</p> <p>障がいのある人を暮らしにくく、生きにくくする社会にあるものすべてで、次のようなものを指す。</p> <p>①事柄(例えば、早口でわかりにくい、あいまいな案内や説明)、物(例えば、段差、難しい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のならない信号)</p> <p>②制度(例えば、納得していないのに入院させられる、医療費が高くて必要な医療が受けられない、近所の友だちと一緒に学校に行くことが認められないことがあること)</p> <p>③習慣(例えば、障がいのある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障がいのある人が子ども扱いされること)</p> <p>④考え方(例えば、障がいのある人は施設や病院で暮らしたほうが幸せだ、障がいのある人は結婚や子育てができない)</p> <p>とすることを提案します。わかりやすい言葉でないと活用しにくいと思います。</p>	<p>本条例では、障害者基本法(昭和45年法律第84号)及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)で規定している定義を基に、社会的障壁について、具体的な事例を挙げずに定義しております。</p>
13	第1章 総則 2 用語の定義	<p>(合理的配慮)</p> <p>障がい者一人一人が日常生活や社会参加するために必要なことを考えて、その状況に応じた変更や調整などを、お金や労力などの負担がかかり過ぎない範囲で行うこと。</p> <p>とすることを提案します。わかりやすい言葉にする必要があると思います。</p>	<p>本条例では、障害者基本法(昭和45年法律第84号)及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)で規定している定義を基に、合理的配慮について、具体的な事例を挙げずに定義しております。</p>
14	第1章 総則 2 用語の定義	<p>(市民)</p> <p>市民の定義追加を提案します。</p> <p>条例対象者を明確にする必要があると考えます。</p> <p>・青森市に在住するか、青森市に通勤、通学するもの</p>	<p>「市民」の定義につきましては、対象者を明確にすることで対応や取組が制限されることも考えられますことから、原案のとおりいたします。</p>
15	第1章 総則 2 用語の定義	<p>(事業者)</p> <p>事業者の定義追加を提案します。</p> <p>条例対象者を明確にする必要があると考えます。</p> <p>・青森市内において事業活動を行うすべてのもの</p>	<p>「事業者」の定義につきましては、対象者を明確にすることで対応や取組が制限されることも考えられますことから、原案のとおりいたします。</p>

No	項目	ご意見の概要	市の考え方
16	第1章 総則 3 基本理念	いろいろ考えてみましたが、「正当な理由」となる事例がないことから、「正当な理由」という文言は、なくても良いのではないかと思います。	用語の定義と整合性を図るため、ご意見を踏まえ下記のとおり修正いたします。 ・障がいのある人が、正当な理由なく、障がいを理由として、その権利や利益が侵害されることがないように権利擁護が推進されること。 ↓ ・障がいのある人が、不当な差別的取扱いによって、その権利や利益が侵害されることがないように権利擁護が推進されること。
17	第1章 総則 3 基本理念	「手話は言語である」と、言い切った表現にすべきと思います。また、点字も含めてはどうかと思います。	「言語（手話を含む）」につきましては、障害者権利条約及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）の記述を基に、青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会の委員の意見をいただきながら、整理しているものです。
18	第1章 総則 5 市民等の役割	市民等が、自ら共生社会実現に取り組むという文言を含めるべきと思います。	本条例では、前文において記述しているとおり、すべての市民が障がいの有無に関わらず、誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる共生社会の実現を目指しており、そのための施策を策定し実施するのは市の責務となりますが、市民等の役割は市のこれら施策の推進に協力するよう努めていくことで、ともに共生社会の実現に向けた責務を担うものであると考えております。
19	第2章 障がいのある人の権利擁護 第1節 障がいのある人に対する差別等の禁止 1 差別等の禁止	障がい者虐待の相談も現実にあると思うので、障がいのある人に対する差別等の禁止に、障がい者虐待の禁止についての記載も加えるべきと思います。	障がい者虐待の禁止につきましては、差別等の禁止における「障がいを理由として差別することやその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないもの」として記述整理しております。
20	第2章 障がいのある人の権利擁護 第2節 差別等に対する相談体制	差別等に対する相談体制には、市役所の窓口のほかに、障害者相談員も加えるべきと考えます。相談員を加えることで、身近な地域において相談を受ける相談員の周知や活性化にも繋がると思います。	相談体制に規定している「市」につきましては、市の窓口のみならず、ご意見のありました相談員の設置をはじめとする市の相談事業を含んでいるものであります。

No	項目	ご意見の概要	市の考え方
21	第2章 障がいのある人の権利擁護 第2節 差別等に対する相談体制	どこで相談を受けるのか個別、具体的に書いたほうが良いと思います。	差別等に対する相談体制につきましては、条例の実施段階で検討してまいります。
22	第2章 障がいのある人の権利擁護 第2節 差別等に対する相談体制	身近な相談場所を示してほしい。	差別等に対する相談体制につきましては、条例の実施段階で検討してまいります。
23	第2章 障がいのある人の権利擁護 第2節 差別等に対する相談体制	「あっせん」を行う際には、その前に事実確認のために、調査をすることを規定すべきだと思います。	事実確認のための調査につきましては、条例の実施段階で検討してまいります。
24	第2章 障がいのある人の権利擁護 第2節 差別等に対する相談体制	「勧告」は強制力があるのですか。また、「公表」は規定しないのですか。	勧告につきましては、相談及び助言、あっせんを受けて行われるものであり、市だけではなく、第三者も含めた組織の調査審議を経て決められるもので、強制力はあるものと考えております。 また、本条例は、差別事案の解消は、お互いの理解により解決すべきものと考えておりますことから、公表については規定しておりません。
25	第2章 障がいのある人の権利擁護 第2節 差別等に対する相談体制	「公表」もできるように規定すべきだと思います。	本条例におきまして、差別事案の解消は、お互いの理解により解決すべきものと考えておりますことから、公表につきましては規定しておりません。
26	第2章 障がいのある人の権利擁護 第3節 差別等に該当する事案解決の体制	(仮称)「障害者差別解消支援地域協議会」という名称は硬いイメージがあると思います。他自治体のように調整委員会という名称が良いと思います。	組織の名称につきましては、ご意見を参考に、専門分科会において検討してまいります。
27	第2章 障がいのある人の権利擁護 第3節 差別等に該当する事案解決の体制	(仮称)「障害者差別解消支援地域協議会」は、いつ組織化するのですか。	条例制定後、速やかに組織を立ち上げたいと考えております。

No	項目	ご意見の概要	市の考え方
28	第2章 障がいのある人の権利擁護 第3節 差別等に該当する事案解決の体制	(仮称)「障害者差別解消支援地域協議会」の害の字をひらがなにすべきと思います。また、骨子を条文とした場合もひらがなのままにすべきと思います。	組織の名称につきましては、ご意見を参考に、専門分科会において検討してまいります。 また、「害」の字のひらがな表記につきましては、ご意見を参考に、条例案を作成する段階で検討してまいります。
29	第3章 共生社会実現に向けた取組 第1節 情報の取得及び意思疎通	要約筆記というのは、簡単なことではありません。手話通訳と同じように重要だと思います。そこで、その他に含むのではなく、点字などと同じように要約筆記(者)という言葉も並べて欲しい。そうすることで、一般市民にも周知されると思います。	要約筆記につきましては、障がいの特性に応じた意思疎通の支援に含まれるものとして整理しております。
30	第3章 共生社会実現に向けた取組 第1節 情報の取得及び意思疎通	遠隔手話通訳サービスの導入について、意思疎通支援のところにに入れてはどうか。	個別の事務・事業の取組につきましては、条例の実施段階で検討してまいります。
31	第3章 共生社会実現に向けた取組 第1節 情報の取得及び意思疎通 3 意思疎通等の手段の普及	「多様な意思疎通手段が普及するよう必要な取組に努めるもの」としていますが、重度心身障がいの者の意思疎通手段について、どのように考えているのか、思いが見えません。	重度心身障がいの者の意思疎通手段につきましては、障害者総合支援法において「意思疎通には多様な手段がある」とされており、当該条例におきましても、多様な意思疎通手段の普及に努めていくこととしております。
32	第3章 共生社会実現に向けた取組 第1節 情報の取得及び意思疎通 3 意思疎通等の手段の普及	「手話が言語であるとの認識に基づき、」と表記しているが、もっと言い切った表現にすべきと思います。	「手話が言語であるとの認識」の表記につきましては、一般財団法人全日本ろうあ連盟で作成した市町村手話言語条例モデル条例案や他自治体の手話言語条例を参考とし、専門分科会委員の意見を反映させ整理しているものであります。
33	第3章 共生社会実現に向けた取組 第1節 情報の取得及び意思疎通 5 災害時等の情報の確保	災害時等の情報の確保においては、「取組に努めるもの」とはせず、「取り組まなければならない。」と思います。	災害時等における情報の確保につきましては、重要であると考えますことから、ご意見を参考に下記のとおり修正いたします。 ・関係機関と連携して、災害時又は緊急時に障がいのある人の安全を確保するために、必要となる情報を伝えられるよう、多様な情報手段を確保するような取組に努めるものとし、 ↓

No.	項目	ご意見の概要	市の考え方
			<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携して、災害時又は緊急時に障がいのある人の安全を確保するために、必要となる情報を伝えられるよう、多様な情報手段を確保するものとします。
34	全体	<p>合理的配慮と環境の整備という言葉はセットであると思います。</p> <p>「環境の整備」という言葉を入れてほしいと思います。</p>	<p>環境の整備につきましては、合理的配慮を行うことが環境の整備に繋がるものと考えております。</p>
35	全体	<p>差別のない教育を受けられることを追加してほしい。</p>	<p>教育を受けることにつきましては、障がいのある人の権利擁護において、権利利益を侵害する行為を禁止し、また、社会的障壁の除去のための合理的配慮の場合の中にも含まれているものと考えております。</p>
36	全体	<p>教育の中で差別解消に取り組むことを検討いただきたい。</p>	<p>教育における差別解消につきましては、障がいを理由とする差別を禁止し、社会的障壁の除去のための合理的配慮の中にも含まれるものと考えております。</p>
37	全体	<p>災害が発生する前に、災害時の基本的な体制や対応ができていなければなりません。それについて、規定してほしいと思います。</p>	<p>災害への対応につきましては、社会的障壁の除去のための合理的配慮を行う場面において規定しているほか、共生社会実現に向けた取組におきましても規定し取組むこととしております。</p>
38	全体	<p>主語がないので、主体がわかりません。市民について、努力義務なのかわかりません。</p>	<p>主語及び市民の努力義務の表記につきましては、条例案を作成する段階で、わかりやすい表現や文章となるよう努めてまいります。</p>
39	全体	<p>条例は、市民の中で共有されるものでなければなりません。法律に違反しない範囲で、市民の責務なども形にした青森市の条例を作ってください。</p>	<p>本条例の目的を達成するよう、各種取組を進めてまいります。</p>
40	全体	<p>障がい者の文化・芸術に関する取組に関する文言を入れてほしいと思います。</p>	<p>障がいのある人の文化・芸術に関する取組につきましては、「青森市障がい者総合プラン」において文化・芸術活動の推進を図ることとしております。</p>
41	全体	<p>骨子案はすべて大事だと思います。特に第3章、第4章の取組は必要なことだと思います。</p>	<p>本条例の目的を達成するよう、各種取組を進めてまいります。</p>
42	全体	<p>障がいのある人もない人もすべてが平等でなければいけません。</p> <p>条例はまだ内容が硬いものもあるので、もう少し柔らかくなればありがたいと思います。</p>	<p>条例案を作成する段階で、わかりやすい表現や文章となるよう努めてまいります。</p>